

議案第73号

鹿児島県税条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月提出

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県税条例の一部を改正する条例

第1条 鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第157条第1項」を「第153条第1項」に改め、同条第2項中「第157条第2項」を「第153条第2項」に改める。

第16条第1項中「第41条第3項」を「第41条第4項」に改める。

第21条中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第59条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第104条の2中「次条第1項」を「、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第1項」に改める。

附則第5条の6の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改め、同条第3項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第5条の7の2及び第5条の8の3中「平成50年度」を「令和20年度」に改める。

附則第5条の9中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第6条の2中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第16条及び第16条の2中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第16条の4第1項中「第12条の2の10」を「第12条の2の12第1項」に改め、同条第2項中「第12条の2の12」を「第12条の2の12第2項」に、「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第18条第1項中「災害をいう」の次に「。次項において同じ」を加え、「」第11条の6第1項」を「」第11条の7第4項」に、「この項及び次項」を「この条」に、「によつて」を「により」に、「震災特例法第11条の6第1項」を「震災特例法第11条の7第1項」に、「第44条の2第1項」を「第44条の2第3項」に改め、同条第2項中「によつて」を「により」に、「第11条の6第2項」を「第11条の7第5項」に、「同条第2項」を「同条第5項」に改める。

附則第18条の2第3項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る個人の県民税の寄附金税額控除の特例）

第21条 県民税の所得割の納税義務者が、指定行事（新型コロナウイルス感染症等の影響に

対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。以下この項及び次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第3条第1項の規定により文部科学大臣が指定する行事をいう。）の新型コロナウイルス感染症特例法第5条第1項に規定する中止等により生じた当該指定行事の同項に規定する入場料金等払戻請求権（次項において「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄（次項において「県払戻請求権放棄」という。）を同条第1項に規定する指定期間（次項において「指定期間」という。）内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に県放棄払戻請求権相当額の第23条の2第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する県放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において県払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第23条の2第1項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が20万円を超える場合には、20万円）をいう。

（新型コロナウイルス感染症等に係る個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除の特例）
第22条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の6の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 鹿児島県税条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第35条第1項第5号」を「第35条第1項第4号」に改める。

第35条第1項第1号中「によつて」を「により」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 法人税法第71条第1項ただし書の規定により同項の規定による法人税に係る申告書を提出することを要しないこととされた法人（同項第1号に掲げる金額（同条第2項又は第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）が10万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除く。）で、その事業年度（新たに設立された法人のうち同法第2条第12号の8に規定する適格合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度及び同法第64条の9第1項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人（同法第2条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。以下この号において同じ。）の事業年度（以下この号において「通算親法人事業年度」という。）開始の日以後6月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度を除く。）開始の日の属する通算親法人事業年度が6月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日（以下この号において「6月経過日」という。）において当該通算親法人との間に同条第12号の7の7に規定する通算完全支配関係があるものについては、6月経過日から2月以内

第35条第1項第3号を削り、同項第4号中「第52条第2項第4号」を「第52条第2項第3

号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を削り、同項に次の1号を加える。

(4) 第1号及び第2号の規定により申告した法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたことにより、法第53条第34項各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該修正申告により増加した法人税額又は当該更正若しくは決定により納付すべき法人税額を納付すべき日

第35条第2項中「(同法第144条の8において準用する場合を含む。)」を削り、「同法第75条の2第9項(」を「同条第9項(」に、「第53条第44項」を「第53条第54項」に改め、同条第3項を削る。

第35条の2第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第41条第1項の表(4)の項ア中「(その終了の日を連結親法人事業年度(法第72条の13第9項に規定する連結親法人事業年度をいう。)終了の日と同じくする事業年度に限る。以下この表の(4)の項において同じ。)」を削り、同表(4)の項イ中「連結親法人が会計監査人を置いている法人で、当該連結親法人の定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の各連結事業年度(法第72条の13第13項に規定する連結事業年度をいう。以下この表において同じ。)」を「通算法人等(法第72条の25第1項の法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人(以下この表の(4)の項において「通算法人」という。)に限る。以下この表の(4)の項において同じ。)又は当該法人との間に通算完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する通算完全支配関係をいう。以下この表の(4)の項において同じ。)がある通算法人をいう。以下この表の(4)の項において同じ。)が会計監査人を置いている場合で、当該通算法人等の定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に当該各事業年度」に、「もの(」を「法人(」に改め、同表(4)の項ウ中「連結親法人に係る各連結事業年度」を「当該各事業年度」に、「同項の連結法人」を「通算法人等」に、「当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得(法第72条の15第1項に規定する連結所得をいう。)の金額」を「法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額又は欠損金額及び法人税の額」に改め、同項の表(5)の項中「当該事業年度の開始の日から6月を経過した日」を「法第72条の26第1項に規定する6月経過日」に改める。

第41条の2の2第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第59条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第6条の2中「及び各連結事業年度分」を削る。

附則第6条の2の2第1項中「又は個別帰属法人税額」及び「又は各連結事業年度分」を削り、同条第2項中「から第3号まで」を「及び第2号」に改め、同条第3項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第4項中「又は連結法人税額」を削り、同条第5項中「又は個別帰属法人税額」、「又は連結事業年度」及び「又は前連結事業年度」を削る。

附則第6条の2の3第1項中「次項及び」を削り、「この項」を「この条」に、「第22項又は第23項」を「第34項又は第35項」に改め、同条第2項を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（次号及び第3号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び附則第7条から第10条までの規定 公布の日
- (2) 第1条中第59条第2項にただし書を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和2年10月1日
- (3) 第1条中第21条の改正規定及び附則に2条を加える改正規定並びに次条第1項及び附則第6条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第2条中第59条第2項ただし書の改正規定及び附則第5条の規定 令和3年10月1日
- (5) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに次条第2項及び第3項並びに附則第3条の規定 令和4年4月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の第21条の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、前条第5号に掲げる規定による改正後の鹿児島県税条例（次条第1項において「4年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「5号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第3条の規定（所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項及び次条において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項及び次条において同じ。）が5号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

3 別段の定めがあるものを除き、5号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び5号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、前条第5号に掲げる規定による改正前の鹿児島県税条例（次条第2項において「4年旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

(事業税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、4年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、5号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、5号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、4年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

（県たばこ税に関する経過措置）

第4条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

（新型コロナウイルス感染症等に係る個人の県民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置）

第6条 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下この条において「入場料金等払戻請求権」という。）の行使を令和2年2月1日から地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）附則第2条第1項に規定する日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して同条第2項に規定する期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同法第5条第1項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、第1条の規定による改正後の附則第21条の規定を適用することができる。

（鹿児島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 鹿児島県税条例等の一部を改正する条例（平成27年鹿児島県条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第5号及び第6条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

（鹿児島県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 鹿児島県税条例の一部を改正する条例（平成28年鹿児島県条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条及び第3条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第4条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第5条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成31年10月1日」を「令和

元年10月1日」に改め、同条第3項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

(鹿児島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 鹿児島県税条例等の一部を改正する条例(平成30年鹿児島県条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第1項第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同項第3号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同項第4号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同項第5号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同項第6号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同項第7号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第4条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第5条中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改める。

附則第6条中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改める。

附則第7条中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

(鹿児島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 鹿児島県税条例等の一部を改正する条例(平成31年鹿児島県条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「同年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第4項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第6項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(提案理由)

地方税法等の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。